

# 後見人制度に関する代替策についての C.A.C.L 特別委員会のレポート

## 目次

### 特別委員会の要約

- 第一部 序論
- 第二部 意思決定に関する新しいパラダイム
- 第三部 支援された意思決定 その原則
- 第四部 能力を認める法制化の必要性
- 第五部 どのようにして支援された意思決定は作用するのか
- 第六部 経済的財政的権利と意思決定
- 第七部 支援された医療的意思決定
- 第八部 援助ネットワークの促進
- 第九部 セーフガードと説明責任の方法
- 第十部 法令による審査と一連の法制度
- 第十一部 結論

付録 A 支援された意思決定のモデル

付録 B 後見人制度についてのピープルファーストオブカナダ決議文

付録 C ピープルファーストオブオンタリオが固守する重要な原理

### 後見人制度に関する代替案についての CACL 特別委員会

#### 特別委員会メンバー

Murray Charleson, B.C

Audrey Cole, Ontario(Chair)

Jo Dickey, C.B

Ray McIssac, Newfoundland

Ken Pike, N.B(participating on behalf of the Fundy Regional Council A.C.L Older Parents Project, founded in part by Conner Canadian Foundation)

Mary Claire Saunders, P.E.I

Micheal bach, GARI (staff )

Dulcie McCallum,CACL (Stuff-Resigned in August, 1992 to become Ombudsman of British Columbia)

Orville Endicott, CACL(Staff and Observer)

Davis Vickers はこの委員会に指名されたが、英国コロンビア最高裁判所に判事に就任したので、

特別委員会の最初の公式会議に先立ち辞退した。

## 要約

- 後見制度や代理による意思決定についての法制度は、個人の自律というのは個として独立してのみ働くものである、という誤った考えに基づいている。
- 意思決定に関する新しい概念の枠組みが必要とされている。その枠組みとは、相互依存性という実態を認識し、家族や友人の支援、愛情や援助を得て自分自身の人生に関わる意思決定をする権利を尊重するものである。
- 支援された意思決定と呼ばれる、権利を与えるようなモデルが提案されている。このモデルは、以下の価値基準や原理に基づいている。個人の自律性は相互依存的にも表現されうるということ認め、全ての人は意思を持っており、選択する能力があり、色々な形で個人的な援助は個人の法的能力を認めるためになさなければならないという原則である。国家は以下を確保する義務がある。それは疎外されている人々がコミュニティの中で他者とかかわりを持てるよう、そしてかかわりを回復できるよう手段を提供し、第三者の利益は個人的な権利の侵害を招くことがないように、そしていかなる者も、法的能力を決定するために鑑定されないために手段を提供する義務がある。
- 支援された意思決定のモデルは、不利益を解消するための権利を与えたり平等をもたらす法制度、より広い経験をつむことができるよう、車椅子障害者に対するスロープと同質のものを人に提供する法制度を必要とする。このような法律は、支援された意思決定を正当な意思決定の方法として法的に認可するべきである。またこの法律、支援者の行動規範を概説する条項とガイドラインを設け、支援者を認定し、この法制度に従って出された特定の決定や活動を法的に有効にしなければならない。
- 一定の分野では存在するバリアを乗り越えるため、支援された決定を有効にする条項を必要とする。特に、金銭にかかわる管理や契約、医療に関する決定について、意思決定のプロセスに他人を必要とする人々に便宜を図るために、現行法を修正することが求められる。そのような修正は、支援を受ける側の者の参加を実現するようにデザインしなければならない。
- 国は、自分のコミュニティにおいて孤立させられている人々のために、彼らの孤立を軽減させられるようなステップを用意するという自らの道徳的義務を認め、受け入れなければならない。権限を与える法律において、非公式な支援の促進が含まれていなければならない。意思決定において、援助を必要としているのに援助を得られない者のために、暫定的な支援を供給するようなメカニズムが提供されるべきである。裁判による決定が権威を持つという制度は本人の希望が理解できない、確かめられない場合に限り残されるべきである。

- さまざまなセーフガードが用意されなければならない。外部からの審査手続きにより、疑わしい特定の決定を再審でき、意義申したてされた支援者を審査できなければならない。成人を保護する法は、虐待やネグレクトの被害者である人々を守るための方法を実施する義務を、国に課さなければならない。

法的能力を認める法律は、支援された意思決定の原理や規定と一致するすべての法を作ることを目的とした、総括的な法律が伴っていなければならない。

## 後見制度への代替策

### 第一部 序論

このレポートは後見人制度に関する代替策の特別委員会による審議について述べている。この特別委員会は 1991 年の 10 月に設立され、3 日間の会議を三回行い、また電話を通じての思慮に富んだ議論も行った。

初期の段階から特別委員会のメンバーは、従来の後見人モデルをいじり回すだけでは後見人制度の本質的な誤りは取り除かれず、という意見で一致していた。それらの法は「知的障害」とラベリングされた人々を危険にさらし、さらなる将来のラベリングを導いたりその原因になったりする。そして自由と平等の基本的な権利を侵害する。そのような法が個人の尊厳や平等、高潔さに対して肯定的に働くことはないのは明らかである。新しい思考法を反映した新しい法が必要とされた。

特別委員会が審議を続けるうちに我々の思考は進化し、必然的な転換もあった。必要とされたのは、無能力や不適當の宣言によって人々を無能力にしてしまうのではなく、人々が様々な活動することを可能にする法であった。基本的に法は、全ての人の固有の価値と尊厳を認識し、意志決定は他者の支援や影響を伴ってなされることもしばしばあるという現実を尊重しなければならない。このレポートは後見人制度に対し、肯定的で能力を認める代替案の原理と法の採用を提案することによって、その倫理を反映している。

### 第二部 意思決定に関する新しいパラダイム

この特別委員会の創設を導いた決議は、「個人の尊厳、平等と不可侵性の根本的な価値と原則を反映した、すべてのひとの自己決定と個人的支援のための後見制度に代わるモデル」を発展させる必要性について述べている。(1991 年 AGM 第八決議)その決議の言葉遣いや特別委員会への付託の用語によって、我々がいかに根本的に過去と異なる方法で精神的な障害を持っているとされた人々のための意思決定の問題に取り組んでいるか、参加者が理

解するのが容易になった。我々の「任務」は、勧告を発展させることである。その勧告とは、自分自身の人生に影響する選択を行なうこと、そして他の人共にコミュニティーでの決定や活動に参加することが難しいとされ否定されてきた人々に権利を認めインクルージョンを促進するものである。

権利を認めエンパワーする意思決定モデルの発展は、我々の法や社会政策に関して批判的な再考を要求している。現在までこれらの法や社会政策は、一定の特性を根拠にラベリングされた者の大多数への否定の表現手段となってきた。これらの法や社会政策の差別的影響力に立ち向かうには、それらの根底にある考え方に挑戦し、これを万人の平等と尊厳を尊重した考え方に置き換えなければならない。

このレポートは、意思決定の「新しいパラダイム」について提案する。パラダイムとは、ある概念の「思考の枠組み」や「理解と説明のための体系」のことである。(The Aquarian Conspiracy, 1984) 新しいパラダイムは、特定の事柄についての新しい思考方法を含み、また事柄が解決される方法を導いてきた、古い一連の考え方を終わりにさせる。パラダイムの変換は、ラベリングされた人々のためのコミュニティーサービスの分野で、今起こり始めている。

「いくらかの進歩が確かにあったにもかかわらず、コミュニティーサービスシステムの元来の計画が実現されていないことは明らかである。事実上、これらの問題は包括的で共感的なケアを運営すべき体制を作り出そうとする基本的なアイディアにおいての失敗の前兆を表しているかもしれない。古いパラダイムが使い古され、新しいパラダイムのための素地が用意されるときに、このようなパラダイムや概念枠のひび割が現れることはよくある。

今日の我々がなすべき取り組みは、コミュニティーサービスを拡張し改善することではなく、本質的に完全に異なるものによって、いかに既存のサービスに立ち向かうかである。私たちのなすべき取り組みは、慣れ親しんだケアサービスシステムの構築方法の世界を離れ、人間関係の微妙な構造におけるケアを支援し引き出していこうとする試みである。」

David Schwartz

意思決定の文脈においては、古い考え方が、自分自身で選択ができないみなされた人々を「置き換えてしまう」、というたとえ後見人制度のようなメカニズムを生んできた。しかし後見制度というものは、われわれの社会のものの見方、そして一部の社会の構成員の行動をどのように規制の仕方、これらの副産物に過ぎない。意思決定のモデルの一つとしてその後見人制度に挑戦するだけでは十分ではない。我々はまた、一部の人間には劣った価値しかなく、自分のことについても意思決定をすることができないとする、社会と人類にたいする見解に対して立ち向かわなければならない。

人を疎外したり「代理的意思決定者」を与えたりする法や政策は、人が互いに別々であるのだから個人は独立しているという考え方に基づいている。自己決定と自律についての

個人の権利は、干渉なしに独立してそれらの権利を行使することができるという前提のうえで意味あるとみなされている。人は、他ならぬ自分で意思決定をする能力に基づいて分別され、地位を与えられる。一定のやり方で他者に依存する可能性のある者は、異なる分別のされ方をする。我々の社会と法システムは、身体健全な「独立した」人々によってそれ以外の人のために決められた基準にそって振舞う能力に基づき、人々を区別する方法を発展させてきた。「適性」や「能力」という概念は違いを際立たせ、社会の平等な構成員として参加することからある一定の人々を疎外し、意思決定する権利を否定した法手続や社会的反応を作り出すために使われてきた。

したがって既存のパラダイムは、肉体的・知能的特性によって人々を選別するものである。既存のパラダイムは相違に重きを置くことそして自立して振舞う能力に応じて人々を階層の中に位置させることにより(「社会的序列」)人々の間にバリアを作ってきた(「私たち」と「あの人たち」)。意志決定の分野において、「決めるのは誰か」そして「決めないのは誰か」ということを社会が決められるように、人々は鑑定されているのだ。最近カナダにおいて行われた、高齢者による意思決定に関する研究が「自分の足で立つ」と呼ばれるのは驚くにあたらない。この題名のメッセージは、人は自分の足で立つことができなくなったら、自分の立場は他人に取って代わられるということである。

最近の後見人制度の「改革」が手続き保障を強調し、「後見人制度の制限」を主張しているのも驚くにあたらない。古いパラダイムの考え方は変わっていない。権利を尊重することは法的手続きがとられて、初めて人の序列を変られるということの意味しているのだ。後見制度の制限というのは、生活に困難のある人を、最底辺に置き続ける代わりに序列の真ん中においてやるといった程度のことしか保障しない。

既存のパラダイムの主な目的のひとつは、人の立場や階級が他者にあきらかになっている整然とした社会をつくることにある。そのように既存のモデルは、自分の行為を正当化するための法的・社会的地位に権威を要求する、医者やサービスの供給者といった第三者に利益をもたらしてきた。結果的に、能力があると見なされた者や独立に意思決定できるとみなされた者だけが、自分自身で意思決定する権利があると認識されている。

一連の新しい考え方が我々の法や政策を導かなければならない。すべての成人は、自己決定と自律の権利を持っている。この権利は、表現と結社の自由、生存権、自由と身体の安全について保障した、権利と自由に関するカナダ憲章に見られる。しかしながら、独立してそれらの権利を行使することができないという理由で、そうした人はほかの人より権利を低い水準しか認められず、それを根拠に法的社会的地位を定められるいわれはいかなる意味でもないといわれわれは考える。我々は、意思決定のための新しいパラダイムを提案する。そのパラダイムとは、自己決定や自律は他者との関係を利用しても表現されうるのであり、独立してなされる決定だけでなく、こうした相互依存関係の下での選択や意思決定において正当で意義のある方法である、と認識するものである。

この新しいパラダイムは、多くの人々が実際に決定を行っているやり方を認識している

に過ぎない。我々は独立してたった一人で意思決定を行うことはめったにない。我々は自分の愛する人、信頼する人に相談をする。常にではないが、ほとんどの場合そのような相手は家族である。しかしながらこの新しいパラダイムは、共同で相互依存的な意思決定のプロセスを法的に認めることを主張しているのである。このことは、意思決定の方法の一連の新しい考え方と、本人自身の人生に関係する意思決定において我々がいかにその人を支援するかについての新しい考え方とをわれわれの法制度や政策が反映していくことを求めることになる。

### 第三部 支援された意思決定 その原則

特別委員会は C.A.C.L. に対して、**支援された意思決定**として知られる意思決定のモデルを採用するよう提案する。このモデルは下記の考え方と原理に基づいている。

( ) すべての成人には自己決定の権利があり、家族や自分の選んだ友人の助けや支援をえて自分の人生に関する事柄について意思決定する権利がある。

( ) すべての個人は意思を持ち、意思決定をすることができる。

( ) 一部の者は選択や意思決定をする際、個人的な支援を望んでいる。支援とは、助言や情報を与えること、選択肢と結果について話し合うこと、個人の希望や決定を第三者に伝えたり、意思を通訳したりすることを含む。すべての個人的な支援は、個人をエンパワーし、本人の希望を有効とし、利益の衝突から無関係でなければならない。

( ) 人は相互依存している。法はこの事実を認識し、他者の支援によって下された決定に地位を認め有効とするべきだ。

( ) 他者の支援を得ることなく意思決定をする権利は、尊重されなければならない。同様に、特定の個人からの支援を拒否する権利も有しなければならない。

( ) 支援された意思決定の基礎は、支援する側とされる側の信頼関係の存在にある。コミュニティから疎外されている者には非公式の個人的なネットワークが確保できるように、国は適当な方法を提供しなければならない。

( ) 法は、能力によって差別してはならない。むしろ法は、すべての成人が自己決定をすることの利益を享受することを可能にし、存在する経済的バリアを含む地域への参加への法的バリアを除去しなければならない。すべての法は、権利と自由に関するカナダ憲章の原理、価値、規定に沿ってなければならない。

( ) 第三者の利益と関与は、個人の選択の権利の侵害につながるものではないし、支援された意思決定のプロセスを無価値にするものでもない。そのような利益や関与は、カナダ憲章の原理と矛盾のない方法で扱われるべきである。

( ) すべての個人は「能力」を決定するための評価をされるべきではない。個人の決定は以下の三点だけを判断するために評価されるべきである。(a)個人の意思が尊重されて

いるか (b) その決定が不適切な影響のもとで下されていないか (c) 支援を提供する者は、知識と支援を受ける者が知らない間に許可なく決定から利益を得ていないか

#### 第四部 能力を認める法制化の必要性

既存の法体制は、他人との関係性と意思決定の相互依存的性質を認識していない。逆に独立と分離を重視したイデオロギーを反映している。権能や能力といった概念へ依拠するので、このイデオロギーはエリート主義で制限的であり、そして差別的である。その分離と制限のイデオロギーと、それを反映する法制度は、他人の「選択や考え、感情」を「ためしそして発見する根拠はない」というシステム (C.A.C.L. 法の執行に関する常設委員会の要点 (オンタリオ) 1992 年 3 月) を作り上げてきた。

「周囲にたくさんの可能性を持っていると認められた人間は、成長するための自由な空間・生活環境を与えられる。もし、限界のある人間だと周囲からみなされれば、たいていの場合そのようなものはあまり用意されず、成長の度合いは少なくなる。すべての生き物はそのようなものである。水と日光に恵まれたよい土で生きる植物はより多くの果実を実らせ、健全な環境にある人間は十分に成長するのである。」

Justin Clark Entourage 誌, 1991 年秋

(Justin Clark は、無能力だという宣告をして、したがって、強制的に施設にとどめられるという勧告に立ち向かい、成功した。この事例は後見人制度とその基礎にあるイデオロギーの有害な結果を明白に証明している。)

「既存の法体制を廃止するだけでは十分ではない。平等と共感、理解、相互依存の道徳律を反映した枠組みが取って代わられなければならないと、我々は考える。法そのものが社会の形を決めることはできないのではあるが、法は不利益を乗り越え人間としてより幅広い経験へのアクセスを手に入れるための跳躍板や「スロープ」となることはできる。

規則を作り上げるといふことはそのようなスロープを要求する法をつくることである。可動性に制限のある者も行動的になり、我々のコミュニティの構成員として貢献するようになってきている。なぜならば、我々が彼らを物理的に統合できるような、必要なステップをとってきたからである。たとえば耳の聞こえない者への「スロープ」としては、通訳者があるだろう。精神的に障害のある人々を統合するための、「スロープ」として機能するような法的構造の構築が必要なのである。そうしたメカニズムを通して彼らを包摂したときにこそ、われわれは彼らの完全な参加能力認められるのだ。法にはいまあることよりもっとしなければならぬことがある」

CACL 法の運用に関する常設委員会の要点 (オンタリオ) 1992 年 3 月

支援された意思決定を認める法は、すべての人のために不利益を改善するために発展しなければならない。法律の用語においてそのような法は、組織的に作り出された不利益を乗り越えるためにデザインされた他のタイプの法律と同様に、公平のための法律としてみなされる。(たとえば、婚姻の財産権の法、雇用と公平な賃金に関する法、人権法制にのもとの調整配慮のための義務) 特別委員会は支援された意思決定法制度の本質的な要素として以下の事柄を提言する。

- \* 何を達成するためにその法が作られているかについて述べる意図や目的の宣言。法文において、このことは法律の「前文」や前書き的部分の一部になりがちである。
- \* この法が運用される際の原理の宣言。その宣言は、先に述べられた原理と矛盾のないものでなければならない。それらはまた、法の前文の一部ともなる。
- \* 支援された意思決定を法的な意思決定手段として確認し認めること。
- \* 支援された意思決定というものがどのように支援する者を規定する条項を含む、支援された意思決定の説明が法的に認識されること。またその法は、支援を提供するものされるものの基本的権利と義務と同時に、支援された意思決定の一般的な要素を示すべきである。
- \* 意思決定と社会参加への特定の既存のバリアを克服するためのその他の能力を認める条項。特に特別委員会が関心事としているのは、医療の分野と同時に、経済的・財的分野における権利と意思決定の問題である。
- \* コミュニティーから疎外された人間に(再び)関係を持たせるための、国家によって財政を保障されたメカニズムの構築のための条項。この社会の政策の目的とは、意思決定とコミュニティーへの参加を手助けする非公式の支援ネットワークの再構築にある。またこの法は、コミュニケーションのメカニズムを最大限提供する、国の積極的な義務を明らかにしなければならない。
- \* 支援を望み求めているにも関わらず支援してくれる者がいないという人々が、どのように意思決定をするのかについての説明
- \* この過程を責任を持って説明できるための条項。そのような条項は、支援を提供するものの決定と行動を評価することができなければならない。支援を受ける者は鑑定されたり評価されることはない。

権限を与える法に加え、連邦および州政府は現在意思決定できないと除外されている人々にとっての意思決定のバリアを解消するために既存の法の調査に着手する必要があるだろう。さらには、個人の人権を促進し拡大する法制度となるのであるから、権限を与える法律は「憲法に準ずる」として、あるいは主要な法律として位置づけられる。我々は全ての他の法が、権限を与える法律の原理と目的と一致するように作られるべきだと考える。

上記の権限を与える法律の要素の多くについて、特別委員会では活発な議論があった。委員会では、インクルージョンのためのモデルとして、支援された意思決定の多くの要素



について、意見の一致が確認された。以下の部分で、それらの問題の議論の結論が概略されている。

## 第五部 どのようにして支援された意思決定は作用するのか

支援された意思決定は自己決定のモデルとして、理論的にも実践的にも宣言されるべきである。それはインクルージョンと参加という目的を達成するためにデザインされなければならない。さらにそれは、明解なガイドラインによって手に入れやすく簡単明快であるべきだ。合法化する法律において、設けられまた認識される必要のある要素が三つある。

( ) 関係性を背景とした意思決定が、正当な自己表現の手段であるという認識と、支援を背景とした決定の法的有効化。本質的に、この合法化する法律は、法に沿った決定に対して地位と法的有効性をもたらす。

( ) 特定の実態的かつ道徳的義務、支援する側として関わる者へのガイドラインの概略

( ) 支援された意思決定を有効にする手続き上のガイドラインの概略。いいかえれば、拘束力があり有効とみなされる決定の前の段階で、支援を与えるものあるいは受ける個人が踏まなければならない段階とは何か、ということに関するガイドライン。

### 支援提供する個人の義務とガイドライン

特別委員会は義務の明確な表現と開発を、新しい法的枠組みの本質的部分として見なししている。そのような義務やガイドラインは、とられるべき責任を特定化すると同様に支援者の役割の本質を定める。

義務とガイドラインについては明らかに教育的な価値があるが、それとは別に、こうした義務やガイドラインは説明責任の手続きの過程決定を審査することを求められる人たちにとっても重要な意義を持つであろう。いかでのべるいくつかの義務とガイドラインは法律自体の一部でも明記されなければならない。その他のものは法律のもとでの規則野外ふぉラインの中におかれてもいいだろう（規則が「下位の法」として知られているのを考慮すれば、法や法令は主要な法である。法の下で作られたガイドラインは法ではない。我々は、能力を認める法律に含まれるべきそれらの義務を指摘する。）

主な義務とガイドラインは以下の点を含む。

- \* 支援者の役割とは、自分の支援する相手の要求や願望、選択を有効にすることであり、もし必要ならそれらを通訳することである。（法）
- \* 支援者は、相手の意思決定に必要な実践的なステップは、すべてをとる。例えば言葉、ジェスチャー、ふるまいによって、そしてコミュニケーション支援やほかのあらゆる方法によって相手の意思疎通を訳すことを含む。（法）
- \* 支援者は、あらゆるコミュニケーションの援助と手段が支援相手にとって得られやす

くするために、合理的なあらゆる努力をする。以下に限られないが、援助と手段に含まれるのは、絵や写真のボードや blissymbolics、コンピューター、facilitated コミュニケーション、オルタネート書式、点字、通訳（手話を含む）、音声装置、実験的意思決定である。

- \* 支援者は、そのときそのときに応じて、支援相手がいつ、どれだけの支援を提供してほしいのかの希望を尊重する（法）
- \* 支援者は自分の支援する相手に対し、最大限の忠誠心を持つ義務をもつ。（法）
- \* 忠誠心の義務にしたがって支援者は、支援者として、およびコミュニケーションを援助するもの、通訳者としてのみ働くのであって、代理人や代理的意思決定者ではない。
- \*
- \* 忠誠心の義務にしたがい、支援相手の知識や許しなしに自分の役割を果たすことによる個人的利益を得ることは、いかなる場合も許されない。
- \* 支援された意思決定の支援をするものは他の者の自己決定を促進するのであるから、支援者（原語は supportive decision maker となっており、これはレポート全体の趣旨に反すると私は考えます）は決定に影響を与えることによって支援してはいけない。さもなければ、その決定は不法であるか権利と自由の憲章にある原理への冒涇である。
- \* それぞれが分別があり示唆に富む場合には、支援者（原語は supportive decision maker となっており、これはレポート全体の趣旨に反すると私は考えます）は不当に決定に影響を与えることなく、個人が説明の上での選択や決定を下すのを助けるために入手しやすい情報と専門的意見を出す。入手しやすくされた情報や専門的意見の本質は、先に記された価値基準と原理、権利と自由に関するカナダ憲章に沿っていなければならない。

### 支援された意思決定の手続き上の枠組み

意思決定のための相互依存的枠組みを法的に有効にするには、一連の基礎的ルールが必要だ。そのような基礎的ルールは、ある決定に法的地位を与えるためにとられるべき必要な手段と同様に、支援の提供者の参加の正当性を認めるための枠組みを設けることになる。支援を受けている人と相互にかかわる決定や契約が法的に有効であり拘束力があるという保障を求めるであろう第三者の視点からすれば、手続き上の枠組みは重要な意味を持つ。

特別委員会は、自然でインフォーマルな関係の状況に生じると思われる過程が、あまりに形式化されることについては特に慎重である。モデルは第三者の観点からの合法性を得るために、十分な格式と確実性をもたらさなければならない一方で、形式ばらないということも大事にしながら発展しなければならない。（第三者とは、例えば医者、銀行員、サービスの提供者が挙げられる。）

手続き上の枠組みは二点のことを達成しなければならない。

( ) 誰を支えとなる意思決定者だと認識するか、そしてどのようにしてこの認識はなされるのかを決定するためのガイドラインを規定する。

( ) なされた特定の決定に対し法的正当性や地位を与えるためには、どのような段階が踏まれるべきなのかを規定したガイドラインを設ける。ガイドラインはこれらの段階が遵守される環境はいかなるものかを規定しなければならない。

### 支援の提供者の承認

新しいモデルは入手しやすくなければならない。代理人への委任状によるなどといった規定で手続きが始まる伝統的なチェックは、排外的である。我々は支援の提供者の人選と法的認証が、以下のいずれかの基本に基づいてなされるべきだと提案する。

( ) 支援を提供する者を特定できる、文書による指名によって。指名は、将来生じる出来事に関連して条件付で将来のためにされることもある。任命の記録は、ごく基本的で、わかりやすい言葉を用い、独立した証人によって正当化されたものであるべきだ。

( ) 支援者(二人以上のこともある)が必要であるという希望を指し示すことによって。この望みは、例えば他者を通しての表現や通訳といった伝統的でないコミュニケーションの形によって表現されうる。それらは文書化され独立した証人によって正当化される。もしくは・・・

( ) 本人と他者(複数の場合もある)の間に信頼関係が存在すると認識されることによって。信頼関係の存在は文書化され、独立した証人により有効となる。証人は、個人的な知識と信頼関係が確かに存在するという確信、および個人に関する知識と確信についての説明を宣誓することによって任務を果たす。

上記の支えとなる意思決定者の承認の基準は、インクルーシブである。限られたコミュニケーション能力しかない重い障害を持つ人々でも、他人を信頼する能力を持っている。そのような能力は、その人の願望や選択を法的に有効とし、法的に正当性を持つ方法として承認されなければならない。

信頼関係の法的認知は長い歴史を持つ。おそらく関係の認識の例でもっともよく知られているのは、「受託者関係 fiduciary relationships」であろう。信頼を裏切らない方法で振舞うと同意した他人に「信頼と信任」をおく、という関係として表現される。「受託者関係 fiduciary relationships」は、ある人が他人に影響を与える立場にいるときに存在し、影響の受けやすさや依存が明白にある。そのような関係は法によって認識される。なぜなら法は、他人への忠誠心に沿って行動する人間が確実に存在すると、予想しているからである。もし信頼の位置にいる人が不適当に振舞えば、法はその人の行動について責任を求めることができる。

受託者関係(fiduciary relationships)の認識は、支援された意思決定を法的に認可する理論的かつ法的方法である。信頼できる関係を証明し文書化する過程そのものが、セーフガードを組みこむだろうということが予期される。法的記録の準備は、人々は法にかなっ

た活動を目標にしているのだと確認しなければならない法律家の関与を求めることになるだろう。我々は、証人とは18歳以上で支援する相手の者と対立する利益を得ることを禁止された者、と提案する。さらには、支援は相手の意思を有効にし、相手と相反した利益と過度の影響を避けるようにする厳しい義務を負うことになる。説明責任の方法は、潜在的乱用を申し出あるいはそれから保護することが容易にできなければならない。

特別委員会は、二人の間に信頼関係があることを調査する方法についてさらに調査研究する、この報告書をフォローアップする作業過程を提言する。とくに我々は、どのような証拠が権限を与える法律の承認の条項を満たすのかを決定する必要があるだろう。

特別委員会では、支援を提供する者は独立した公的機関に登録されているべきなのかどうか話し合われた。この考えに対しては、否定的な意見が多かった。我々は、登録義務は自然で形式ばらない手段を過度に形式化する、という視点に立つ。支援の提供者としての公的認定は、医者や病院、サービスの提供者、銀行員に証明書の写しを提供するというような、より堅苦しくない方法を通してなされ得る。何らかの問題や不安があったとしても、支援過程の有効性に異議申し立てをするには第三者の側に挙証責任があるべきだ。

### 特定の決定と活動の有効化

決定や活動を法と第三者の観点から信頼でき、拘束するものにするために、手続きを保障することが必要となることもある。そのような手続きは、支援者が他人の決定や願望を本人との間で意思疎通しているか訳している場合か、所有権や経済的なことの管理かわる支援の義務を果たしているというような状況に限定されるべきである。下記の手続きは権限を与える法において認められ可能性のある選択肢である。

他人の願望の意思疎通援助や通訳という支援を行なう個人、資産の管理の援助をしたり、宣誓供述書を誓うといった援助を提供する個人とは、次の事柄を含む。

- ( ) 支援者のコミュニケーション援助者、通訳者、財産管理者という役割の承認と公表
- ( ) 権限を与える法のもとで認識された一手段により、支援者として行動するための権威の存在の認証

( ) 行為の基準の認証。それは個人に選択や願望を有効にするための支援の役割としての基準であり、決定に不当に影響を及ぼしてはいけない、相手と対立してはいけない、という役割も含む。また、

- ( ) くだされた決定や選択あるいはなされた行為の性質と実体を指し示す明白な宣言

我々は権限を与える法律には支援者について以下の条項があるべきと提言する。

- ( ) 支援者が、支援者(コミュニケーター、通訳者、管理者)の立場として以外に支援を受けるものに代わって署名することは決してないこと
- ( ) 明文化された宣言により認められた支援者の立場以外のいかなる目的においても支援を受けるものの署名の証人とは決してならないこと

また上記の規則にしたがって、他の人が署名した、または同時に支援者が署名したいか

なる文書も支援を受ける人によって有効とされ行使されるという条項が権限を与える法律に定められることを提言する。

### 支援された意思決定の文脈ではなされない決定

支援された意思決定モデルの下でも一定の種類決定に関しては何らかの制限が加えられる必要があるかもしれない。この問題はこのレポートの追跡調査において、さらなる再考を要求するであろう。特別委員会は、人の尊厳を犯す決定をもたらす個人の意図の誤訳という危険がある場合に何らかの制限があるべきと考える。もっとも明白な例は不妊手術や人体実験などである。

## 第六部 経済的財政的権利と意思決定

特別委員会では、経済の分野における統合と財政的意決定について、自己決定の問題に取り組むため、かなりの時間を費やした。支援があろうとなかろうと、典型的な経済的財政的活動に参加する権利は、組織的バリアによって大きく阻害されているということは広く認識されていた。それらのバリアは、経済的財政的自己決定を下すのは困難であるというほど、障害のある者を社会的に追いやってきた。

特別委員会は、支援された意思決定モデルは、それらの参加への障害を乗り越える効果を持つと考えている。しかしながらいくつかのバリアは、我々の経済的社会的構造に深く根ざしており、本当の変革を引き起こすためには個人、政府、コミュニティーからの十分は努力と取り組みが求められている。

### 経済的、財政的参加へのバリア

障害のある者の多くが貧しいということはよく知られている。経済的、財政的問題の自己決定は、人は自分が選択を行使できる財政的資源を持っていると仮定している。経済的統合のテーマは、生産と消費活動の間で循環する社会において、市場への参加を拒まれた人々は根本的に社会的に無視されているということを認めている。

いくつかのよく知られている経済的、財政的バリアには次のものがある。

- \* 障害のあるものを労働力や伝統的雇用市場から排除すること
- \* 「能力がない」とされた者に代わって管財人に支給することを州政府に許すような、不適切な生活保護や所得保障制度や法
- \* 地域やプログラムへの資金援助をする障害支援プログラムやサービスが、サービス提供者や専門職の手に資金管理運用の意志決定権をゆだねていること
- \* 家族や友人から相続する財産の管理の欠如。ほとんどの場合、そのような財産は管財

人の管理の下で信託に置かれる。もしその信託が生活保護や所得保障に権限を持つとするならば、その管財人の権力は自由で絶対のものになってしまう。

- \* 個人が契約へと結ぶため、能力の基準を定めた法

## バリアを乗り越えること

参加への組織化されたバリアのすべての詳細について取り組むことは、この特別委員会の使命の領域を超えている。我々の法と社会政策が、不利益の理由に適切に取り組むために根本的な変化を求めていることは明白である。自己決定権と支援された意思決定の権利を促進するという観点から、特別委員会は次のことを提案する。

( ) 財政的資源をサービス利用者が管理するために個人のニーズを満たすいかなる改善が望まれているのかを考慮するため、それぞれの州政府はサービスのプログラムを再考する。州政府はまた、個人の要請に応じてサービスを購入する財政的資源について、支援された意思決定を選択の有効な方法として認めなければならない。

( ) 法令の監査の一部として(第 10 部参照) 州政府は生活保護など所得保障に関する法律から、行政が信託機関を指名して、自分のことを自分で判断し管理できないとされた者の生活保護など所得保障を受け取ることを認める条項を削除すること

( ) 支援された意思決定に権限を与える法律は、個人が自分の財政的資源を他者の支援を伴って管理する権利を認める。

( ) 支援された意思決定に権限を与える法律は、そのほうの元で承認されたものから支援を受けている個人が結んだ契約を有効とする

## 支援された財政的管理と意思決定

人々が日常生活で必要とする手助けのひとつに、金銭と他の財産の管理がある。支援の必要との認識がある一方で、多く人は自分の財政的事柄への法的権限を他人に委譲したい(たとえば代理人制度の下や信託制度の下のように)という願望を持ってはいない。財政的管理と意思決定の支援は、支援された意思決定モデルによって達成される。個人的財産の利用や移転において生じる特定の問題における観点では、区別された手続き上のガイドラインが権限を与える法の下で必要とされるであろう。予想される財政的支援者の役割の一部が、以下に記されている。

- \* 本人が意思決定をすることが可能になるよう、アドバイスと情報を与えること
- \* 支援を受ける者の希望に応じ、金銭とほかの所有権に関する管理について手伝えること
- \* 伝統、非伝統的形式のコミュニケーションを通じて、選択や決定を通訳解釈すること  
そして、それを第三者に伝えること
- \* 本人の希望と選択に沿って行なわれることを保障すること

財政的問題において支援を提供する者は、先に述べた三つの方法のうちの一つにおい

て認識されると提案されている。個人が書面による指名をするとき、もしくは他の方法で願望や要望を表現することができるとき、個人が支援者の役割がどんなものであるかを明確に限界をつけて説明できるであろう。支援者を指名する文書の写しが、金融機関や他の第三者のファイルに残されることになるであろう。その文書は支援者がいることそして支援者は財産管理と意思決定を援助する権限があるということを知通知するものとなる。

特別委員会はまた、下記の手続き上のガイドラインが権限を与える法に含まれることを提案する。

- \* 支援者が財産の利用や管理に影響を及ぼす意思決定や活動にかかわっている場合、支援者の役割を認証する宣言に署名しなければならない。
- \* 財産の利用や管理に影響を及ぼす意思決定や活動に支援者がかかわっている場合、支援者は記録（領収書、銀行の書式類、申告書など）を保管しなければならない。

### 支援された契約上の意思決定

意思決定をしたり契約を結んだりする機会は、確実に経済的参加に関連している。それにも関わらず、最近規定された契約法では、契約が正当で拘束力があるとみなされる前提として、人は用語と条件に沿って契約の性質を理解するという精神的能力を持っていなければいけない、ということの規定している。結果として精神的に障害を持つ多くの者は、自動的に経済活動から排除されてしまう。家やアパート、仕事のための賃貸契約や契約への署名、ローンや譲渡をすること、クレジットカードや入札のための資格を得ることなどといった、多くの個人の権利が危うくなっている。個人や機関は厳しい法の要求を見落とすので、実際には障害のある者の一部は契約を実行している。そのような状況では、人々は障害者と契約を有効にする権限が認められていないので、自らを危険に置いている。いくつかの側面では、法は現実はどう執行されているのかに疎くなっている。精神的障害をもった者が、契約をするという法的能力がないという理由で自分の行動が法的に正当だと認識されていないにも関わらず、ビジネスを展開し障害のない人間を雇用しているという状況を、正当化することは難しい。

法は参加へのバリアである。にもかかわらず、我々は契約の用語を理解することを要求する法的鑑定は、人々が結ぶ契約について責任を持たせるという法律上正当な経済的、社会的ゴールを満たすと認識している。我々は、契約法は完全に書き直すことはできないとないと考える。しかし法は、この社会的、経済的分野に障害者が参加できるよう、配慮しなければならない。

支援された意思決定モデルは契約を結ぶことができる方法として認知されなければならない。我々は、権限を与える法は次のことを規定するよう提案する。

- \* 合法化する法の中で略述された、三つの方法のうちいずれかによって認可された支援者による支援や手助けを伴っている者によるならば、契約は法的に有効で拘束力を持つ

つと見なされる。

- \* 支援を受ける者と支援と提供する者のどちらかが契約の用語と条件を理解していれば、その契約は正当で義務を持つ。
- \* その契約は、支援を受けるものと第三者の合意として見なされるだろう。支援を提供する者は、契約の当事者になるよう要請されることはない。
- \* その契約は文書あるいは他の方法によって記録され、できる限りわかりやすい簡単な言葉によって記録される。
- \* 契約は、支援を受ける個人によって署名され（本人が普通に「署名」するか、自分の名前で認証する）、支援者は証人となる。もし支援を受けている者が、自分の名前を契約に署名することができなかつたら、支援者が本人の代筆として署名をすることもありうる。
- \* もし求められれば、支援者は自分の役割を認証して宣言に署名をする。
- \* 支援者の側の不正、過度な怠慢や故意の誤伝、非行がない限り、支援者は契約の元で責任がない。
- \* いかなる契約であろうと、支援者の側の不正、過度な怠慢や故意の誤伝、非行に基づいて結ばれたのであれば、無効とされ執行されない。

## 第7部 支援された医療的意思決定

特別委員会でのもうひとつの重要な議論は、医療に関する意思決定について集中した。とりわけ特別委員会では、自分の体に影響を及ぼす決定を下せるように、支援された意思決定モデルはどのように適用されることができなのか問題にした。

ほかの意思決定の分野のように、精神的に障害を持っているとラベリングされた者にとって法は深刻なバリアとなっている。法は医師（あるいはほかの保健専門職）が診断、治療あるいは手術の処置をとる前に、患者からインフォームドコンセントを取らなければならないと求めている。人が有効な同意を与えられるために法は以下の基準を要件としている。

- ( ) 患者は法的に同意能力がなければならない。
- ( ) 患者は情報を理解し、治療や処置を承認するする精神的な能力がなければならない。
- ( ) 「説明された」同意でありうるには、患者は適当な情報を医師（あるいは他の保健専門職）から得なければならない。
- ( ) 患者の同意は、行なわれる処置に特定されなければならない。
- ( ) 患者は、質問をし、理解可能な回答を得る機会を持たなければならない。
- ( ) 同意は不当な影響や強制によってなされてはならない。



( ) どのような資料情報によっても誤った説明なしに、同意がなされねばならない。  
治療の同意に関するカナダ法、Rozovsky から採用された

インフォームドコンセントの概念の核になるのは、敬意を払われるべき個人的な目的、  
選択、価値、希望を万人が持つことを尊重することである。その概念は、厳格な医療的、  
法的問いかけだけではなく、特定の患者やその家族に何が必要なのかという問題を含む。  
したがって個人的な環境は、重要な役割を果たす。

何かなされそれに伴うリスクは何なのかを理解できる、ある一定のレベルの理解が患者  
にあることが手続きの要件であるときに、バリアや問題が生じる。この「精神的能力」が  
あるかどうかの決定は、医療の専門家次第である。知能指数によってまさに精神的に障害  
があるとされた多くの人にとって、インフォームドコンセントの可能性を無視されるとい  
う傾向がある。

それにもかかわらず、医師や他の保健専門職の中には自分たちの納得がいくまでゆっく  
り時間をかけて、個人が自分の選択や望みを表現することをみとめ同意や保留の意思確認  
を得ようとする人たちもいる。しかしそうしたことができるにはしばしば家族や親しい友  
達からのインプットを伴う。ケアと支援の主要な資源となることの多いこれらの人々を巻  
き込んだ上で、この意思決定への実践的で自然なアプローチは個人の尊厳の尊重をもたら  
す。それに関わらず、法的要求と基準が十分に満たされないので、専門職も個人的に支  
援する者も自らをある程度リスクにさらす。

権限を与える法は、医療問題における意思決定への自然で包括的アプローチを是認し、  
成文化しなければならない。しかし我々は、インフォームドコンセントという法的基準の  
正当な目的は尊重されなければならないと認識している。我々はインフォームドコンセ  
ントの法の完全な書き直しを提案するのではなく、人々が他者の支援をうけて参加するこ  
とを可能にするように改善することを提案する。

法文では、患者が治療について合意をするとき、実際にはサービスの供給についての医  
師との契約を結んでいるのだ。前に挙げられたその基準は、有効な契約をなすための基本  
を設けるものである。特別委員会は、支援を必要とする者がいる場合、合意と過程を有効  
化するためにほかの一連の基準が設けられるべきだと提案する。それらの基準は次のこ  
とを含む。

- \* 診断、医療的あるいは外科的処置に関する同意は、権限を与える法の規定によって正  
当化された支援者による支援や手助けを得た者によってなされた同意であっても、有  
効であると見なされる。
- \* 支援を受ける者が支援を提供する者のどちらかが、臨席した医師あるいは医療の専門  
家から知らされた処置の性質とそれに伴うリスクを理解していれば、合意は有効だと  
見なされる。
- \* 合意（または拒否）は、支援を受ける者の合意（または拒否）として見なされる。

- \* 診療する医療の専門家は、診断、治療あるいは外科的処置を受ける者と意思疎通しようとするあらゆる合理的な試みを行なう義務がある。その医療の専門家は、患者の意思が尊重されるように確認するためのあらゆる合理的な方法をとらなければいけない。
- \* 自分の合意（または拒否）を本人が意思疎通できるさまざまな手段。
- \* 合意の書類は本人によって署名され（本人が普通に「署名」する場合も自分の名前を承認する場合も）、支援者によって証明される。もし支援を受ける者が合意の書類に署名することができなければ、本人の代筆として支援者が署名することができる。
- \* 合意が診断、治療あるいは外科的処置が通常行われているものではない場合、また支援者が本人の希望や選択を伝達したり訳したりする場合、伝達されたり訳されたりした決定の内容と同時に、支援者は自分の役割（固守されなければならない基準も含む）を認証する宣言に署名することを求められる。

医療的意思決定に関する疑問と異議申し立てはしばしば起こるのであろう。医療に関する意志決定が審査する、目的にかなない、実際的な方法がなければならない。ひとつの選択としては、セーフガードと説明責任の法（Safeguards and Accountability Measures）に地域審査委員会において議論するというものであろう。他の選択は、異議申し立てや手続きの問題を解決するために病院の特定の委員会（おそらく倫理委員会）を利用することも含まれるかもしれない。もし患者の支援ネットワークや医師が、医療行為の開始や中止に関する本人の意思を解釈したり見極めたりすることができなければ、最終的な権限は法廷が判断を出せるように残されるべきだと考える。

## 第8部 支援ネットワークの促進

支援された意思決定は、意思決定に困難のある者が支援をしたいという他者にアクセスすることができれば、妥当で効果のあるものとなる。現在そうであるように、ケアをしている家族と友人がこの種の多くをすることになると思われる。しかしの依然として、障害者や高齢者で自分のコミュニティーから孤立して他者からのケアを受ける関係が持てない者はいる。他の、高齢な両親を持つ障害のある娘や息子のような者も、孤立の危険にさらされる。障害のせいで孤立した者の唯一のつながりは、同じく障害を持って生きる者や有給のサービスの提供者である。

我々コミュニティーが、障害のある者をまず人として受け入れることを続ければ、孤立は減るだろう。学校や職場、近所、レクリエーション活動への統合は、他者とのつながりを発展させる機会を与えるだろう。そのプロセスは、時間を要する。それまでは、政府とコミュニティーには他者から孤立した者につなぐ方法を作り出し、ラベリング

された人々を支援する、形式ばらないネットワークを促進するという道徳的義務があると認識する必要があると、特別委員会は考える。

政府は権限を与える法においてこの道徳的義務を認め、形式ばらない支援の促進を通じて、孤立の不利益を乗り越える十分な方法を提供しなければならない。この認識とは、主にサービスシステムによって、個人的な関係性が組織的に衰えさせられ、破壊されるように、我々の社会がデザインされてきたということの理解に基づくであろう。さらには、我々の法は個人の自由と自己決定を認めているのだから、支援を必要とする人々にもそれらの権利を享受できる社会資源への権利がある。

実際の統合の促進は地域のコミュニティにおいて、もしできればコミュニティに根付いた非政府委員会や機関において実行されるべきである。促進は家族と友人とのつながりを最大限にする試みと、支援のネットワークと自発的な支援者を生み出すことも含まれる。

また特別委員会は、コミュニケーションに困難を伴う者が自分の選択や願望を表現することを可能にするために、社会資源が、コミュニケーション手段を最大化するように関わるべきだと提案する。

#### **援助のない人や、意思決定が理解されない人々のための解決の暫定策**

意思決定やコミュニケーションに困難がある場合、十分な個人的なつながりや支援の欠如があるからといって、伝統的な法的対応（たとえば後見人制度）を正当化してはならない。われわれの法と社会体制の第一の義務は、求められている形式ばらない個人的な支援を促進することである。

支援や手助けのない者が決定をしなければならない、という状況が生じることもあろう。そのような状況は、下記の役割を果たす公務員（おそらく公的ファシリテーターと呼ばれるであろう）によって扱われる。

- \* 形式ばらない個人的な支援の促進のてはずを整えるあらゆる試みがなければならない。公的ファシリテーターは特定の個人に個人的に責任をもつというより、既存のコミュニティのファシリテーターを利用する。
- \* 形式ばらない個人的な支援の促進の試みが不成功となったら、もしくは事柄が早急な決定や行動を要求する場合、次のものを通じて個人への支援や手助けを提供する。

助言と情報、意思疎通についての助力の提供、おかれた環境において個人の願望や希望を決定する合理的な試みは全てを実行すること

必要に応じて、個人による決定をコミュニケーションするか遂行する。（書類の代筆署名も含む）

- \* 個人の願望や希望を決定する試みが成功しないとき、法廷による決定を出すため最高裁に申し出る。

この過程において、第二の段階の公的ファシリテーターの支援を受けた個人によってなされたいかなる決定も、権限を与える法の下で有効なものであると認められる。我々はこのプロセス下の支援された意思決定は支援された者と公的ファシリテーターの信頼関係に基づかないと認識している。にもかかわらずそれらのステップは、孤立した人々が人格代理人をつけられてしまうというリスクを避けるには必須となる。次の章で述べられる全ての審査と均衡は、公的ファシリテーターによって支援された意思決定にも適用される。

第三段階における法廷への申し出できる事柄は限定されたものであるべきだと提言する。法廷は個人の能力を決定するためにひらかれるのではない。法廷は、なされるべき特定の決定についての観点から状況を審査し、またその人の願望や望みが確認できるのか否かを審査する。したがって法廷は、公的ファシリテーターが個人の希望を確認し有効にするために適当で可能な全てのことをしてきたのかを、判定する義務がある。もし法廷がある者の希望が確認できないと決定すれば（例えば、事前の意志宣言をしていないこん睡状態の患者）決定を下す権限は法廷にある。

支援者としての公的ファシリテーターの役割は限られたものになるだろうこと、法的手続きの利用はさらに限られたものになるだろうことは予想される。さらに考慮されるべきのひとつの課題としては、支援を受ける者の願望を確認するか通訳することができない個人的な支援者にとって、法的手続きが利用できるものであるべきかどうかがある。

公的ファシリテーターは、孤立した者のための形式ばらない個人的な支援者を促進するための、地域コミュニティの試みの活動を監督するため、判断する権限を与えられるべきである。支援された意思決定の理論的根拠と原理、つまり自分の役割は何か、それらの役割はどのようにして最善の実行をなされるのか、について支援者が理解できるように、公的ファシリテーターの事務局は準備していなければならない。公的ファシリテーターはとりわけ以下のガイダンスを提供すべきである。

- \* 意思決定の中心に支援を受ける人を置くために支援者を教育すること。
- \* いかなるやり方でも個人の尊厳を侵害することなく、信頼関係を尊重するように、支援者を教育すること。
- \* 意思決定を容易にする方法の情報とガイドラインを提供すること。
- \* コミュニケーションを助けるような色々な補助手段についての情報、そしてそれらをどうやって得てどうやって活用するかを提供する。
- \* 支援者に、自分たちの役割が代理人として意思決定する役割ではないということを知らせるための教育する。

我々は、公的ファシリテーターが次の章で述べる審査の過程に参加すべきではないと考える。さらには、適切なセーフガードは公的ファシリテーターが代理としての意思決定者ではないことを確保することを目的としなければならない。

## 第九部 セーフガードと説明責任の方法

支援された意志決定は、決定は相互依存と共有、そして支援と共になされうるという考えに基づいている。このプロセスの礎石は、支援を受ける者と支援者の信頼関係の存在である。

我々は、その信頼も人も乱用される恐れがあると認識している。たとえば、支援者は支援相手のことを「聞かない」かもしれない。また、支援相手の希望の通訳に疑いがもたれたり、異議申し立てがされるかもしれない。二者の間に対立が生じることも考えられる。決して完璧なモデルなど存在しないのだ、ということを見とめておくことが重要である。我々の提案するプロセスは、いつも成功するとは限らないだろう。しかし、それらの否定的な結果がありうるからといって、支援された意志決定が価値のないものであるとか、有効に働かないとすることは正当化されない。また、モデルは支援を受ける者にとって責任を追及できるものでなければならず、利用者が保護されるよう、明確で効果的な確認と評価の方法を発展させなければならない、とわれわれは考える。

特別委員会は支援された意志決定のセーフガードと責任追及の方法は三つの形態を取ると提案する。

- ( ) 基準、手続きとその他の要件を通し、プロセス自体に設けられたセーフガード
- ( ) 特定の決定や支援者に聴聞できるための、審査のプロセスを法が規定していること
- ( ) 虐待や放置がなされたという報告があつとときに適切な段階を踏んで、国家に義務を負わせる成人保護の条項が法に規定されていること

### くみこまれたセーフガード

このレポートの最初の部分で、支援を受ける者の尊厳と意志を尊重した、支援された意志決定を促進するためのいろいろな提言が略述された。権限を与える法律を形作る原理の宣言が最初である。それらの原理は、すべての人間が自分の人生に関わる選択をする権利を持つ、ということを確認している。つまり、すべての人間が自分の選択と希望を表現することが能力を持つということだ。そしてその意志決定はしばしば相互依存的な過程でなされるものであるということだ。支援された自己決定を行なうものは (supportive decision makers) の信頼の証明に基づき認定される。単にある他人に支援を提供して欲しいと宣言あるいは指名するということではそれは証明される。または、独立した証人によって立証された、二人の人間の関係の信頼の存在の認知によっても証明される。

組み込まれたセーフガードは、支援者が固守しなければならない一連の義務とガイドラインによって導かれる。それらの義務とガイドラインは、力関係で優位にある支援者の立場による、利益の対立がないということを確認するために作られるものである。それらはまた、支援者が支援されている者の希望や選択を有効とし、相手の願いを確かめるあらゆる方法を実行するということを確実にすることに役立つ。法の枠組みはそれを支えるもの

として、支援された意志決定そのものとの行為の基準を固守する必要性ということについて人々を教育するプログラムのを必要とするであろう。

最後に、権限を与える法は手続き上の決まりといくつかの状況（例えば支援者が他者の希望を通訳して、医療的手続きに同意するとき）に適用されるガイドラインを作り上げるだろう。それらのルールとガイドラインは支援された意志決定と支援者の役割の本質を補強する。

## 外部審査の過程

特別委員会は権限を与える法には主に二つの役割を果たす審査のプロセスの条項が含まれるべきだと考える。

( ) 疑問が残り、異議申し立てをされた特定の決定を審査する

( ) 支援者に異議申し立てがされた場合や、意志決定に関する対立や自分が支援者だと主張する者達の間の対立を解決するため、支援者である個人を審査する

この審査のプロセスの下では、特定の決定は下記のことを決定するため審査されうる。

- \* 人の意志や願望は尊重されているか
- \* 決定が不当な影響の下でなされていないか
- \* 支援者が支援の行動において役立っているか否か あるいは
- \* 支援の受け手の関知や承諾なしに、支援者が決定によって利益を得ていないか

支援を受ける者の意志や選択、願望に沿わない場合、そして支援ネットワーク側と受け側の利害の対立、あるいは不当な影響があった場合、審査プロセスは、決定を覆す権限がある。

支援者への異議申し立ては、支援を受ける者や支援ネットワーク内外の者から来るだろう。この審査プロセスは、権限を与える法を目的に沿って、支援者が承認されるべきか否かを決定する権限を持つ。それはまた、対立を調停する。

審査のプロセスの両面の下で、あらゆる申し立てにおいて、異議申し立てする者には、挙証責任がかされる。さらに申し立て者は、明確な証拠によって申し立ての正当性を証明する義務を負う。狭小責任の例外は、審査が支援の受け手によって求められた場合である。

特別委員会は、審査の第一段階は地域の委員会あるいは権限を与える法によって設けられた委員会に委ねられることを提案する。地域の審査委員会は、コストと官僚主義を制限するために、州内を基本として設けられる。審査委員会に指名された者は支援された意志決定の原理に深く傾倒し理解したものでなければならない。

特別委員会は、審査委員会の決定の訴えの方法もまた、利用しやすくなければならないと考える。二つの可能性がある。訴えは直接法廷や、公的サービスの提供に責任のない最高位の公務員（おそらく首相）になされる。もし、訴えの手続きが政府の公務員を巻き込むなら、法廷は訴えの最後の方法になる。

## 成人の保護法

第三のセーフガードは、いろいろな形での虐待やネグレクトの被害者を保護するための方法を与える義務が国にある、という成人の保護法である。いくつかの州が成人の保護法を最近設けた。そのような法は、支援された意志決定に権限を与える法とは別の独立したものであるべきだとかんがえられる。

特別委員会は、成人の保護法の基本的な要素は下記の事柄を含むと提案する。

- \* 虐待とネグレクトの幅広い定義（性的、心理的、身体的、財政的なものを含む）
- \* 政府による干渉範囲の制限。言い換えれば、干渉は期間も範囲も制限され自発的なものを基本とする（本人の生命が切迫した危険にないかぎり）
- \* あらゆる虐待とネグレクトの申し立てを調査するという国の義務
- \* 申し立てが立証されるときはいつでも必要なサービスと支援を提供する、という国の義務
- \* 弱者が虐待とネグレクトの被害となりやすいという可能性を軽減する支援ツアービスを提供するという国の義務
- \* 適切な申し立てのメカニズム

## 第十部 法令の審査と一連の法制度

支援された意志決定のモデルを設ける、権限を与える法は一連の法制度を伴うものとなるだろう。この法は意志決定に影響を与える他の州の法規を修正し、支援された意志決定のモデルはさまざまな分野で実行されることになる。たとえば選挙法は、権限を与える法によって正当と認められた支援者の助けによって、自分の投票権を行使することができるように修正されるだろう。証拠に関する法は、様々な形式での意志疎通を通じて他者の助力や支援を受けて証拠を出すことができる権利を人に認めるように、改正されるだろう。

加えて、権限を与える法と潜在的に矛盾する用語を使った法は再考されなければならない。参加を制限してしまうような専門用語（たとえば「精神的無能力」、「精神障害」、「後見人」、「委員会」など）は厳密な吟味がなされるべきだ。用語が制限をしているときは、支援された意志決定の法制度の基本であるインクルージョンと相互依存の倫理を反映するように変えられる必要があるだろう。

特別委員会はフォローアップの方法を勧告する。CACL は州と連邦の法制度において、包括的な一連の法制度に含まれるべき必要がある法令を特定する調査プロジェクトを引き受けることを勧告する。

## 第十一部 結論

このレポートは、自分の人生に関わる決定をする権利を失わせる既存の意志決定法に対する有効で積極的な代替案を提案している。この代替案は、すべての成人は自己決定の権利をもつという我々の憲法に基づく。この権利を行使することが難しい場合、法と社会政策は、行使をするように奨励し、可能にするような方法を見つけなければならない。我々の提案の基本は、支援関係の文脈において意志決定する機会をすべての人間が持つことが可能になるべきだという信条である。我々の法は権限を与える法を通じてこのような形式の意志決定を表現しなければいけない。

特別委員会は既存の法からの脱出する法システムへの変化を提案している。多くの州が改善のための観点から現行法の再考を始めている。我々はこのレポート内の勧告が真剣な熟考を生むと確信している。なぜならば本当の改革は、法が個人の尊厳やインクルージョンや参加の価値に沿っている時にのみなされるからである。これらのいずれかが欠けていても、多くのカナダ国民にとって、拒否と排外が引き継がれていくだけとなってしまおうであろう。

### 付録 B

後見人制度についてのピープルファーストオブカナダ決議文

後見人制度と監督命令は個人の権利を奪うので、そのような制度のもとに人をおくあらゆる法律に対しピープルファースト・オブ・カナダは反対すると決議する。

(1991年 決議 Adopted at the founding convention of People First of Canada, Saint John, New Brunswick, April 7, 1991)

### 付録 C

ピープルファースト・オブ・オンタリオ (意志決定に関する原理と信条) 重要な原理

- 1 自己決定の権利はすべての人間の基本である。障害を根拠にしてこの権利を否定した法は存在すべきではない。
- 2 意志決定を支援することはよい。もし意志決定をするときに他人よりも多くの助けを必要としても、決定をする権利を失うべきではない。
- 3 決定と選択をするための力を与えられることが人々には必要である。我々が意志決定をするのに必要としている支援を受けられるように社会はすべきだ。

ピープルファースト・オブ・オンタリオは下記のことを主張する。

- \* 無能力な人間は存在しない。自分の人生に関する意志決定をするのに貢献するために、法はすべての人間が権利を行使することを保証すべきだ。
- \* 代理人による決定法 (the Substitute Decisions Act) のもとで行なわれようとしてい



る、個人を法的に置き換えてしまうことを許す法律は存在すべきではない。

- \* 意志決定は信頼関係と共に通訳されなければならないいけない。そしてこの要求を満たすことは法にとって本質的である。
- \* 医師やその他のサービスの提供者は保護が必要かもしれない。しかし、この保護は自分で話すことの出来ない者の権利を奪うことにつながってはいいけない。

### 特別委員会の理事会への勧告

後見人制度への代替案についての特別委員会はC A C Lの理事会が以下のことをなすよう勧告する。

- 1 後見人制度への代替案についての特別委員会の提案を実行するために、継続したワーキンググループや委員会をつくる。
- 2 いくつかの州や地域において、後見人制度の改善過程は障害者の権利に逆行した影響を与える法へ導きかねないということを認識し、支援された意思決定を促進するために各州各地の支部に資源が分配されるよう提言する
- 3 関係する地域の団体にむけて支援された決定に関する各要素を決定する基準となる宣言を用意し、配布する。

基準となるような宣言は下記のことを含む。

- 1 支援された意思決定の原理
- 2 権限を与える法の内容
- 3 関連する一連の法制度
- 4 それぞれの地域のC A C L、地域のA C L、ナショナルピープルファースト、そして地域のナショナルピープルファーストの連合的アプローチを促進する
- 5 提案されたモデルの影響を見定めるための、徹底的なリサーチプロジェクトを設ける。カナダ厚生省、連邦と州の法務省、などに資金助成を申し込む
- 6 支援された意思決定の訓練の資源のための、発展の資金の適用をする（寄付可能な企業、たとえばアップルコンピューター）訓練の資料は、信頼を認識し証明すること、意志疎通の助け、支援された意思決定を実行する方法といった問題についてつくられるべきだ。

### 後見人制度への代替案におけるC A C L特別委員会のレポートの要約

このレポートは、後見人制度は人々の権利を奪い、それは法によって許されるべきではないというピープルファースト・オブ・カナダによって発展された立場に基づいている。

特別委員会は、政府は後見人なしに自分の決定をでき意志疎通できるように人々をサポートできるという方法に至った。

特別委員会のモデルは、人々が権利を失うことなく必要な支援をえられるよう、政府は新しい法を可決し古い法を変えるということの意味する。